

不動産賃貸借トラブル解決のための...

面談による
無料

法律相談会

国土交通省「住宅セーフティネット基盤強化推進事業」

東京司法書士会調停センターは、ADR(裁判以外の解決方法)による問題解決に取り組んでいます。その一環として今回不動産賃貸借トラブルでお悩みの方を対象に、無料相談会を開催いたします。土地、アパートやマンションなどの賃貸借トラブルでお悩みの方は、この機会にぜひお出かけください。

日にち 平成25年1月8日(火)~3月14日(木)
までの毎週火曜日と木曜日

場所 司法書士会館(毎週火曜日)
墨田総合相談センター(毎週木曜日)

予約は 03-3353-9205へ

相談時間のお問い合わせ、予約は月曜日~金曜日
午前9時~正午、午後1時~5時
(祝日は除く)

**事前
予約制**

“すてつき”は東京司法書士会
調停センターの愛称です。



東京司法書士会調停センター

認証番号 第22号 認証年月日 平成20年12月10日
当センターは、法務大臣の認証を取得した機関です。

東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階

ADRに関する
お問い合わせは、

TEL: 03-3353-8844へ

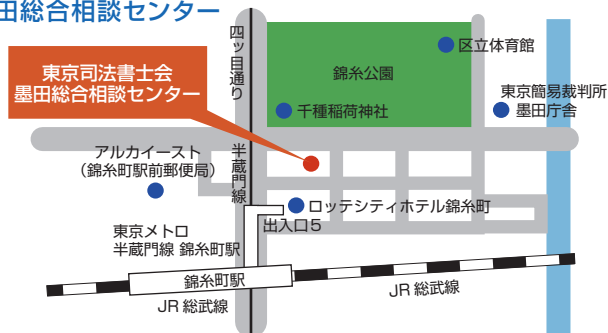
司法書士会館



〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館

アクセス JR中央線・総武線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ丸ノ内線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ南北線「四ッ谷駅」徒歩5分

墨田総合相談センター



〒130-0013 東京都墨田区錦糸4-14-4KOKUBOビル1階

アクセス JR総武線錦糸町駅 北口 徒歩2分
東京メトロ半蔵門線「錦糸町駅」
5番出口 徒歩1分

ADRとは

- A**lternative (他の方法、代わるもの)
- D**ispute (口論、けんか)
- R**esolution (解決、解消)